

## 無通帳型普通預金（Web pass）規定

飛驒信用組合

### 1.（内容）

- (1) Web passは、普通預金（以下「この預金」いう。）とインターネットバンキングサービスがセットになった商品（以下「本商品」という。）です。
- (2) インターネットバンキングサービスとは、パーソナルコンピューター、スマートフォン等を使用したインターネットによる依頼に基づくサービスをいいます。（以下「ひだしんWEBサービス」という。）
- (3) 本商品はキャッシュカード（以下「カード」という。）のみを発行し、通帳を発行しません。
- (4) 本商品で取り扱う普通預金は無利息型の選択はできません。

### 2.（利用資格）

- (1) この商品をご利用いただけるお客さまは、日本国籍をお持ちで、かつ日本国内に居住されている個人のお客さま（成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見監督人が選任された任意後見契約の委任者を除きます。）とします。
- (2) この商品を事業性資金の管理目的で利用することはできません。
- (3) この商品のご利用にあたっては、ひだしんWEBサービスを契約するものとします。

### 3.（取引方法）

- (1) 原則、お取引は、インターネットに接続できる情報端末等（以下「端末」という。）を利用する方法、当組合および当組合が提携する金融機関の国内の現金自動預入引出兼用機（現金自動支払機を含め、以下「ATM等」という。）により行います。
- (2) 当組合本支店窓口でのお手続きが必要となる場合は、カードをご持参のうえ、申出ください。

### 4.（取引明細の取扱い）

お取引明細の確認は、ひだしんWEBサービスをご利用いただきます。当組合本支店窓口で取引明細を発行する場合は、当組合所定の手数料をいただきます。

### 5.（証券類の受入の禁止）

この預金は、手形、小切手、配当金領収証等の証券類の受入はいたしません。

### 6.（預金の預入れ等）

- (1) この預金への預入れは、ATM等からの現金の受入れ、為替による振込金の受入れ、端末を利用した当組合に開設されている預金者ご本人名義の他の預金口座からの振替、その他組合所定の方法によるものとします。なお、当組合窓口で預入れいただく場合は、カードを提示いただきます。
- (2) この預金への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金を取消します。

## 7. (預金の払戻し)

- (1) この預金の払戻しは、ATM等からの現金の払戻し、端末を利用した当組合に開設されている預金者ご本人名義の他の預金口座への振替、当組合に開設されているほかの預金者名義の口座宛または他行宛の振込、各種料金などの口座振替、その他組合所定の方法によるものとします。なお、当組合窓口で払出しを行う場合は、カードを提示いただきます。
- (2) この預金の払戻す場合は、当組合所定の手続にしたがいATM等から送信された暗証番号または端末から送信されたログインパスワードおよび利用者番号(以下「暗証番号等」という。)が、あらかじめ当組合に届出られたものと一致した場合、カードまたは暗証番号等につき偽造・変造・盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証番号等の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当組合が確認できた場合は、この限りではありません。
- (3) この預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

## 8. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合は、本人から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。この場合、当組合は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合は、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカード利用についても、この規定を適用します。

## 9. (利息)

この預金の預金利息は、毎日の最終残高1,000円以上について付利単位100円として、毎年2月と8月の当組合所定の日、店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算のうえ、この預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

## 10. (解約)

この商品を解約する場合は、キャッシュカードをご持参のうえ、当組合本支店へ申出てください。  
なお、普通預金を残したまま、ひだしんWEBサービスの契約のみを解約することはできません。

### 11. 総合口座取引の取扱い

この預金は、当組合所定の手続きにより、総合口座の普通預金口座として取り扱うことができます。この場合には、総合口座取引規定の定めにかかわらず、カードの提示により取り扱うものとし、定期預金等は別冊明細にて取り扱います。

### 12. (他規程の準用)

この規定に定めのない事項については、別冊の「普通預金規定」、「ひだしんキャッシュカード規定」、「総合口座取引規定」、「ひだしんWEBサービス利用規定」の定めによるものとします。

### 13. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2020年4月1日現在